

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	有効期限
鉄砲町かん皮ふ科クリニック	広島市中区鉄砲町9-10 2階	令和8年9月1日	令和14年8月31日
はしもと歯科医院	広島市中区西川口町12-3	令和8年8月1日	令和14年7月31日
上天満薬局	広島市西区上天満町9番13号	令和8年8月1日	令和14年7月31日
ミック・ヤノ薬局	広島市安芸区矢野西四丁目1番16号 1F	令和8年9月1日	令和14年8月31日